

薬生食監発 0210 第 1 号
令和 3 年 2 月 10 日

各
〔 都 道 府 県
保 健 所 設 置 市
特 別 区 〕

衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長
（ 公 印 省 略 ）

食品衛生法第 57 条に基づく営業届について

食品衛生法（以下「法」という。）第 57 条に基づく営業届に関し、食品衛生申請等システムによる受付等及び法第 57 条に基づき届出が必要となる営業者について、以下のとおり取り扱いますので、関係者への周知及び御対応の程よろしくお願ひします。なお、本通知内での条番号については、令和 3 年 6 月 1 日時点のものであることに御留意をお願いします。

1. 食品衛生申請等システムによる受付等

食品衛生申請等システムによる、法第 57 条に基づく営業届の受付については、本年 2 月 15 日からの利用開始とします。

なお、各自治体の届出の受付体制状況は、食品衛生申請等システムのお知らせ機能を活用し、事業者に対し情報提供しますので、通知日時点において、システムによる届出の受付体制が整備されていない自治体においては、受付体制が整備され次第速やかに当課宛て報告いただくとともに、適切な届出事務の処理をお願いします。

2. 法第 57 条に基づき届出が必要となる営業者

法第 57 条に基づき届出が必要となる営業（以下「届出業種」という。）については、同条において、「営業（法第 54 条に規定する営業、公衆衛生に与える影響が少ない営業で政令で定めるもの及び食鳥処理の事業を除く。）」とされているところです。これまで、法第 55 条に基づく営業許可を有する事業者（以下「許可営業者」という。）が併せて届出業種を営んでいる場合には、法第 57 条に基づ

く届出は不要と説明していましたが、改めて精査し、許可業者であっても、届出業種を営む場合には別途、同条に基づく届出が必要と整理しました。なお、複数の届出業種を営んでいる場合は、代表的な業種について届出を求めることとします。

つきましては、御留意の上、関係者へ再度周知いただきますようお願いいたします。

3. その他

(1) 上記1、2について、通知日時点において、一部の自治体ではシステムによる届出の受付体制が整備されていないことから、届出内容を確認した旨の連絡に遅れが生じる可能性がある旨及び法第55条に基づく営業許可を有する業者が併せて届出業種となる営業を行う場合には、別途法第57条に基づく営業届出が必要となる旨を各関係団体にお知らせしています。

(2) 当課において、営業届出に係るリーフレット（添付）を作成し、各都道府県等宛てに配布する予定としていますので、上記取扱いの周知に際し、御活用の程よろしく申し上げます。

(3) 食品衛生申請等システムの操作（入力方法、ID、パスワード作成、失念等操作全般）、に関する質問がある場合は、ヘルプデスクを設置していますので、併せて御活用の程よろしく申し上げます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/index.html（「食品衛生申請等システムについて」をご参照ください。）

令和3年6月1日から


営業届出が必要になる場合があります！

平成30年の食品衛生法改正により、「許可営業」及び「届出対象外営業」に該当しない営業を営む事業者は、一部の届出対象外の事業者を除き、管轄の保健所に「**営業届出**」をする必要があります*。届出制度の開始は令和3年6月1日からです。

営業届出には、届出者の氏名、営業施設の所在地、営業の形態、主として取り扱う食品、食品衛生責任者の氏名など所定の事項を記載してください。

*許可営業を営む事業者が届出営業も営む場合は、営業許可の申請の他に営業届出も行う必要があります。

大 ← 公衆衛生への影響 小

営業の種類別		
許可	届出	届出対象外
<p>食品衛生法施行令第35条に規定される32業種</p> <ol style="list-style-type: none">1 飲食店営業2 調理の機能を有する自動販売機3 食肉販売業4 魚介類販売業5 魚介類競り売り営業6 集乳業7 乳処理業8 特別牛乳搾取処理業9 食肉処理業10 食品の放射線照射業11 菓子製造業12 アイスクリーム類製造業13 乳製品製造業14 清涼飲料水製造業15 食肉製品製造業16 水産製品製造業17 氷雪製造業18 液卵製造業19 食用油脂製造業20 みそ又はしょうゆ製造業21 酒類製造業22 豆腐製造業23 納豆製造業24 麺類製造業25 そうざい製造業26 複合型そうざい製造業27 冷凍食品製造業28 複合型冷凍食品製造業29 漬物製造業30 密封包装食品製造業31 食品の小分け業32 添加物製造業	<p>許可営業 及び 届出対象外営業</p> <p>に該当しない事業者は、管轄の保健所に営業届出をする必要があります。</p> <p>営業届出は、食品衛生申請等システムを用いて、オンライン上で提出することができます！</p> <p>詳細は裏面へ</p> <p>【食品衛生申請等システム】 https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp</p> 	<ul style="list-style-type: none">◆ 食品又は添加物の輸入業◆ 食品又は添加物の貯蔵又は運搬のみをする営業（ただし、冷凍・冷蔵倉庫業は除く。）◆ 常温で長期間保存しても腐敗、変敗その他品質の劣化による食品衛生上の危害の発生のおそれがない包装食品の販売業◆ 合成樹脂以外の器具容器包装の製造業◆ 器具容器包装の輸入又は販売業

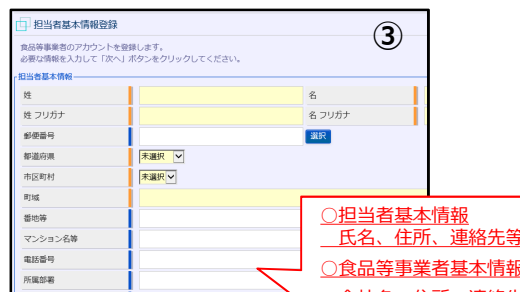
食品衛生申請等システムの利用方法

Step 1 食品等事業者情報登録（初回のみ）

以下の順番で情報を入力し、食品等事業者のアカウントを登録し、IDとパスワードを入手します。

- ① 表面に記載のURL又はQRコードから食品衛生申請等システムにアクセス※1
- ② G BizID※2の作成又はアカウント作成を選択
- ③ 必要情報を入力し、登録

- ※1 PCによるアクセスをお勧めしています。
(スマートフォンの場合は、右の画面が出ますので、PC画面が確認できるようにスマートフォン用表示をデスクトップ用表示に切り替えてください。下の例を参照ください。)
- ※2 G BizIDは、1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービスです。当該IDの取得を優先してください。



スマートフォンでPC画面切り替え方法（例示）

○iPhone (Safari) の場合

ツールバーのAボタンをタップし、「デスクトップ用Webサイトを表示」をタップするとPC用ページが表示されます。

○Android (Chrome) の場合

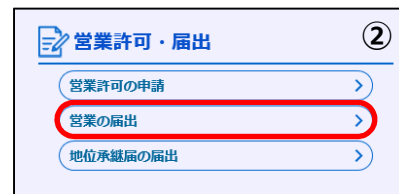
Chrome から目的のページを開き、右上にある三本線のボタン[メニュー]ボタンをタップします。「PC版サイトを見る」で切り替えます。

Step 2 各種申請（届出）の手続方法

- ① ログインIDとパスワードを入力し、ログイン
※表面に記載のURL又はQRコードからアクセス



- ② 申請したい項目（届出）を選択



- ③ 営業施設情報を入力



- ④ 申請（届出）

※ 届出の内容について、管轄の自治体から問い合わせがあることがあります。

【システムに関するお問い合わせ】

厚生労働省のホームページにヘルプデスクの案内を記載していますので、そちらにお問い合わせください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/index.html

